

ネット空間のメディア・リテラシーと 情報モラルのあり方に関する国際比較研究

常勤研究者の部



代表研究者 **菅 谷 実**
慶應義塾大学
メディア・コミュニケーション研究所
教授

共同研究者 **渡 辺 真由子**
慶應義塾大学
メディア・コミュニケーション研究所
非常勤講師

金 美 林
慶應義塾大学
メディア・コミュニケーション研究所
研究員

1. 研究の背景

近年、インターネットにおける違法・有害情報への対応をめぐって各国では様々な対策が進められている。特に、メディア・リテラシーに関する研究や教育が盛んである北欧と北米では、制度の見直しや有害情報アクセスという面に対する対応がかなり進んでいる。特にカナダでは児童ポルノの製造・頒布・所持・アクセスが処罰の対象になっており、児童ポルノを扱った漫画やアニメも違法と見なされている。またヨーロッパでも児童ポルノ関連サイトへのブロッキングが進んでいる。一方、日本はブロードバンドなどのインフラ普及とネット関連サービス産業成長は速いものの、その過程で新たに登場し始めた諸問題への対応は始まったばかりである。

2007 年 11 月からスタートした総務省主催の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」では、2009 年 1 月に最終報告書が公表された。韓国でも情報通信倫理委員会や青少年関連機関が有害サイトに対して成人認証をするように命じているものの、技術的に回避できる方法があるため、より具体的で実効性のある対策が求められている。インターネット監視財団(Internet Watch Foundation:IWF)の発表によると、ネット上における児童ポルノコンテンツの流通は、アメリカ(51.1%)、ロシア(14.9%)、日本(11.7%)、スペイン(8.8%)、その他(7.5%)、タイ(3.6%)、韓国(2.16%)順で並んでいる状況である。

本研究は、各国の動向を把握することは勿論、様々な研究方法と多様な角度からのアプローチを通じて、横断的で学際的な研究を行っていく。グローバル化による経済活動の統合、価値観の共有がネットワーク環境の整備により爆発的に拡散されている現在、ネット上における性表現に対する規制や教育問題は一国だけで解決できるものではない。児童ポルノなどネット上の有害情報が性犯罪発生を増加させ歪んだ異性観の植え付けを引き起こすと議論されている中、規制の範囲と細かい実行条項は各国の裁量に任せるにしても、大まかな制度的枠組みの方向性に関する議論が求められている。

2. 研究目的

ネット上の性情報をめぐるこうした諸問題から青少年を保護するには、どのような対策が求められるのか。本研究の目的は、「規制」と「教育」の両面から、諸外国の事例を参照しつつネット情報のあり方、受け手、特に青少年の保護の方向性を明らかにすることである。

ネット上の性表現に対する規制については、日本は表現の自由を重んじる立場から、踏み込んだ規制を行っていない。だが、ネット上の性情報によって青少年が異性間コミュニケーションに混乱をきたし、さらに性犯罪に巻き込まれる危険性を鑑みれば、一定の規制をかけることは避けられないのではないか。例えば、日本は児童ポルノの単純所持を認めているが、北米や北欧では単純所持を禁じた上、ブロックリングというシステムによって児童ポルノサイトを見られなくしているという対策をとっている国もある。その他の性表現についても、各国が独自の方策を取っている。

しかし、単に規制をかけて青少年をネット上の性情報から遠ざけるだけでは

不十分である。ネット上の性的なサイトは次から次へと出現するため、完全な規制は難しい。また、既に何年もの間ネット上の性情報を目にしてきた青少年には、それに基づく一定の価値観が出来上がっていると考えられる。このため、ネットというメディアから与えられる影響を改めて自覚させ、批判的に読み解かせるための能力、すなわちメディア・リテラシー教育が求められる。ネットの性情報が個人と社会にもたらすイデオロギーの力、発信者の意図と手法、ネットというメディアの特性等を学ぶことは、ネット・コミュニケーションの本質を理解し、適切に利用するために不可欠である。

3. 調査結果の概要

本研究では、北米地域のカナダ、ヨーロッパ地域ではイギリス、北欧地域のフィンランド、アジア地域では日本と韓国を研究対象国にし、ネット上の性表現をめぐる各国の規制の程度とその違いの背景、メディア・リテラシー教育に関する各国の状況を調べ、比較・分析を行った。また、各国の若者がネット上に溢れる性表現をどのように受け止めており、それらを異性とのコミュニケーションの場面でどのように活用しているのか、またネット上の性知識に基づいた友人との情報交換、性行為の実践、それを元にしたネット上での書き込み、その情報への不特定多数の共有など、ネットを中心に拡大・再生産されていく性情報とそれに対するリテラシー、そして制度に関する比較を行う。

以下では、(1) ネット上の性表現に関わる現状と規制、(2) メディア・リテラシーの現状比較、(3) ネット情報が異性間コミュニケーションに与える影響、という3つの観点から調査結果を概観する。

(1) ネット上の性表現に関わる現状と規制

フィンランド、イギリス、カナダ、韓国、日本の順にネット上における性表現、その他の社会的問題を生起させている情報の現状とそれに対する政府の対応を取り上げる。

<フィンランド>

フィンランドでは、青少年は主に家のパソコンからインターネットに接続している。携帯電話の普及は2005年の時点で100パーセントを超えているが、携帯電話からのインターネットアクセスは日本ほど活発ではない。家のパソコンからのインターネットへのアクセスは一見問題がないように思えるが、フィン

ランドにおいても、青少年のインターネットの安全利用は重大な課題となっている。特に、ソーシャルネットワークワーキングサイトなどのコミュニケーション型サイトを介したネットいじめが問題となっている。このような問題は、学校や趣味の集団などインターネットではなく現実世界の人間関係と深くかかわりがある。このため、対象者をブラックリストに入れコミュニケーションが取れない状態にするという方法が取られている。

<イギリス>

イギリスでは1996年インターネット上における有害情報、特に児童ポルノの規制を目的に「IWF：Internet Watch Foundation(インターネット監視財団)、以下IWF」を設立、1999年には10の範疇を5等級(0～4)に分類したインターネット内容等級制を開発した。IWFが発表した2008年度年鑑によると、2008年にはIWFのホットラインへ通報された有害情報が前年に比べて3%減少すると共に、イギリスにサーバーを置いてある児童ポルノを載せたサイトは1%未満であることが分かった。また、このような児童に対する性的虐待イメージを乗せたサイトは2007年以降9%ほど減っており、2006年を頂点として毎年少しずつ減少する傾向にある。

児童ポルノを掲載しているサイトは2006年には商業を目的とするものとそうでないものがほぼ半分ずつあったが、現在は商業を目的としたものが74%、そうでないものが26%で、児童ポルノを販売するために載せているサイトが圧倒的に多いことが分かる。そして、実際に成人インターネット使用者の20人に一人(約150万人)が児童の性的虐待が載っているイメージに露出された経験を持っているものの、偶然そのようなイメージに接した際にどこにどのように通報すればよいか分からない人が3/4に至っていることもIWFの研究報告で明らかになっている。一方、ネットいじめの場合、まだいじめの経験がある子供のうちネットいじめを経験した割合は7%にすぎず、まだ深刻な状況には達していないと見られる。

児童ポルノに関しては、「わいせつ出版物法(Obscene Publications Act)」、「刑事裁判法(Criminal Justice Act)」、「児童保護に対する法律(Protection of Children Act)」により、幼児ポルノの分布、販売、陳列や単純所持を違法としている。また、これらの違法情報とその他有害情報のアクセスに対しては、各携帯キャリアが行動規範を設けて自主規制を行っている。

<カナダ>

カナダにおけるインターネットの普及率は日本よりも高く、8割を超えている。さらに無線LANを無料で提供するカフェが街中にあり、ノートPCを使った外出先でのネット利用が気軽に行なえる環境である。反面、携帯電話からの接続は料金の高さなどから一般的でない。このため、携帯からのネット利用による性的有害サイトに関するトラブルは目立っていない。一方、携帯のメール機能を使ったヌード画像の流出や、子どもへの性的誘引行為は深刻化している。また、PCでのネット利用を通じて、「Facebook」などのSNSに子どもたちが個人情報をさらけ出すことによる性被害が相次いでいる。援助交際の相手を求めるなど、日本と同様の事例も見られる。

児童ポルノに関しては、成人女性を児童に見せかける「疑似児童ポルノ」や、アニメや漫画などの「非実写版」のポルノも処罰の対象とするなど、厳しい姿勢で臨んでいる。単純所持も違法とされる。日本製の児童ポルノ漫画を日本から輸入しようとした男が、カナダで逮捕されるケースもあった。背景に「児童ポルノは性犯罪を誘発する恐れがある」との危機意識が見られる。性犯罪者の自宅を捜索したところ、児童を性的に虐待するイメージが描かれたCDを収集していたり、長期にわたりパソコンに児童ポルノの画像や動画をダウンロードしていたりした例が報告されている。

<韓国>

政策的な判断により世界でも有数のブロードバンド普及率を記録している韓国だが、その反面、個人情報流通によるトラブルや名誉毀損、詐欺、違法コンテンツの流布とそれによるオフライン社会への影響等、インターネットを介したトラブルや犯罪も一足先に経験した。放送通信審議委員会が2008年実施した放送通信情報利用実態分析・調査による「インターネット利用時の有害情報露出現況」では、インターネットを通じて有害情報に接触した経験が約60パーセントを超えていることが明らかになった。中傷誹謗や名誉毀損にあたる書き込みによる自殺の増加や違法賭博サイトの拡大による被害の続出、UGCを通じた違法・有害情報の蔓延、自殺・家出サイトの社会的影響、不適切な性的情報と類似犯罪発生など、オンラインとオフラインの連動によるトラブルは数え切れないほど増加している。

このような事態を受け、韓国では違法・有害情報を載せているサイトを摘発するため警察を一般市民が共同でその摘発に取り組む「ヌリカップス」制度を

導入している。また、教育科学技術部では有害情報から子供を保護するため、特定のサイトへの接続を遮断できる「有害情報遮断プログラム(通称、green i-net)」を開発、2009年3月から green i-net のサイトで無料ダウンロードが可能なサービスを開始した。そして、保健福祉家族部では有害サイトの摘発活動と共に、自殺防止やインターネット中毒と判断された学生のアフタケアをサポートしている。

一方、保健福祉家族部管轄で2010年1月から施行された「児童・青少年の性保護に関する法律」によって、今後自動ポルノに対する取り締まりは一層厳しくなる見込みである。同法で定義する児童と青少年に有害な“児童・青少年利用淫乱物”の定義は、“児童・青少年が登場して第4号(様々な性行為を並べています)中一つに該当する行為をするか、そのほかの性的行為をする内容を表現しているもので、フィルム・ビデオ物、ゲームまたはコンピューターとそのほかの通信媒体を通じた画像・映像などの形態になっているもの”になっている。同法の第8条では児童・青少年を利用した淫乱物を制作・輸入・輸出した者は5年以上の有期懲役、営利を目的としてこれらを販売・貸出・配布した者は7年以下の懲役、単純所持も2千万ウォン以下の罰金、ポルノ制作に利用されることを知っていながら児童を斡旋した者も1年以上10年以下の懲役に処されるようになった。

<日本>

高機能の携帯電話が普及する日本では、携帯からインターネットに接続する者の割合が諸外国に比べ多いのが特徴である。特に13歳から19歳の場合、ネットの接続に携帯を利用する者がPCの利用者を上回り、高校生で約96パーセントに達する。その分、携帯サイトをめぐるトラブルは頻発している。「出会い系サイト」をきっかけとした児童買春・児童ポルノ禁止法違反や強姦の被害、「プロフ」を通じた援助交際(売買春)など、枚挙にいとまがない。またPCサイト上でも、見る者の性的倫理観や異性間を歪める怖れがある情報は多数発信されている。アダルトサイトは18歳未満に向けても実質的に野放し状態である。こうしたサイトには違法の無修正動画も掲載されるだけでなく、登場する女性は性的暴行を受ける等モノ扱いされ、しかもそれに悦ぶかのように描かれている。視覚効果のみを狙う乱暴な性行為の手法や、誤った避妊法も多々見受けられる。さらに、ネット上には性犯罪願望者が集うコミュニティ・サイトが存在する。そこでは共犯者の募集が行なわれ、現実には集団痴漢や集団性的暴行

事件を引き起こしている。

広告にも有害と見られるものは多い。一般のアイドルサイトや掲示板などにアダルト動画のバナー広告が張られ、見ようとしなくても目に入る状況にある。このような性的広告は閲覧者の購買意欲やサイトへの信頼感を減退させることが、我々の調査で明らかになった。警視庁は、違法サイト向けの広告を扱わない取り組みを通信事業者に求めている。ネット広告関連企業で構成する団体も、青少年の保護育成に反すると思われる表現・内容は掲載すべきでないと自主的に定めてはいるが、強制力はない。

児童ポルノの被害者は増加の一途を辿り、低年齢化も進む。だが日本は「疑似」や「非実写」系の児童ポルノを合法とし、諸外国に比べ規制がゆるい。アニメやゲーム、漫画では、子どもに性行為や性的虐待、拷問を加える描写を容易に目にすることが出来る。性犯罪者が「アダルトコミックやアニメからアイディアを得た」と供述した例もある。

（２）メディア・リテラシーの現状比較

各国におけるネット・リテラシーの現状を比較する。伝統的リテラシー概念を「一方向のリテラシー」と呼ぶならば、ネット社会に登場した新たなリテラシー概念は「双方向のリテラシー」と呼ぶことができよう。すなわち、インターネットという新しい情報技術はこれまでメディア情報の「受け手」でしかならなかった一般大衆にきわめて容易に「送り手」となる機会を与えた。さらに、送り手にとって重要なのは提供する情報に加えてホームページの作成方法、ブログの作り方などの情報処理知識である。そのような知識なくしては、ネット上での情報の送り手になれない。

このような技術的知識の習得を「技術的リテラシー」と呼ぶならば、今日、「一方向のリテラシー」、「双方向のリテラシー」に加えて「技術的リテラシー」の重要性も同時に指摘しなければならない。

<フィンランド>

フィンランドでは、青少年のインターネット問題に取り組むにあたり、さまざまなステークホルダーが協力しあっていることが非常に印象的である。政府、非政府組織、学校、地域、そして学生が積極的にこの青少年のインターネット環境整備活動に参加している。

さらに、日本との違いという観点でみるならば、フィンランドは日本に比べて人口は20分の1であり、教育システムが整備されているということである。高福祉高負担といわれるが、消費税は確かに22パーセントと高額である。反面、幼稚園から大学院までの学費は無料であり、多くの小中学校の教師は大学院までの学位をもち、地元の公立学校に定着している（ちなみに私立学校はない）。換言するならば、社会の教育基盤が安定的でフィルタリングに依存しなくても教育面での自立的な対策が取りやすい国であるということである。

<イギリス>

イギリスではブロードバンド設備とインターネット接続デバイスの拡充により子供たちが無防備にネット上の違法・有害情報に露出される危険性が高まってきた。それは、2008年に公表された「Safer Children in a Digital World」という報告書でも、子供がより安全にインターネット環境を利用できるようにするための提言が行われた。

「こども・学校・家庭省（DCSF: Department for Children, Schools and Families）」に設置された「英国子供インターネット安全協議会（UKCCIS: UK Council for Child Internet Safety）」では5つのワーキンググループが設置され産業、教育、広報、ゲーム、研究の方面における対策に関する議論が行われた。そこでは、教育と広報活動に力を入れ、違法・有害情報による被害を利用者とその保護者自身が最小限に抑えられるようにすることが今後の目標であるという結論が明らかにされている。

また、「インターネット監視財団（IWF: Internet Watch Foundation）」と「児童搾取・オンライン保護センター（CEOP: Child Exploitation and Online Protection Centre）」もネット上の違法・有害情報の監視とリストアップ・摘発に勤めながら啓蒙・広報活動に力を入れている。そして、2004年からは携帯キャリア同士が自主的に設けたガイドライン「携帯電話の新コンテンツ形態に係わる自主規制に関する行動規範（The UK code of practice for the self-regulation of new forms of content on mobile）」に沿って有害で不適切なコンテンツに対処する自分たちの姿勢を明らかにしており、各社は年齢を基準とするコンテンツの分類とブロック、年齢認証によるブロックの解除、親によるサービス内容のコントロールなど安全なインターネット環境提供のための努力を続けている。

イギリスでは政府による直接規制でネット上の危険要素を取り除く代わりに、

教育を通じた子供の意識改善、事業者による安全な環境の提供、親へのサポートなど根本的な部分に対する努力を続けている。

＜カナダ＞

カナダ政府は規制よりも教育に力を入れている。元々カナダは1987年、世界で初めてオンタリオ州がメディア・リテラシー教育を国語のカリキュラムに取り入れ、2000年までに全ての州が義務化した先駆けの国である。ネット・リテラシー教育も積極的に行なうことで「ネットが持つ特質を理解し、情報の善悪・真偽を自分の頭で判断し、使いこなす能力」を養わせることを目指す。学校でネットの安全な使い方を指導するほか、通信事業者団体が携帯メールに関する教育教材を作成する動きも出てきている。

携帯のフィルタリングサービスはあるが有料で、政府は子ども向け携帯電話にフィルタリングの使用を義務付けてはいない。「子どものことは親の責任」との考えから、使用判断はあくまで保護者に委ねられている。保護者自身も、ネットの安全利用について子どもとよく話し合うなど、教育意識が高い。子どもを有害情報から単に遮断するのではなく、「判断能力」を身に付けさせようとする方針に、自主性を重んじるカナダらしさが表れている。

＜韓国＞

韓国ではすべての学校教科課程にインターネットから自分を守るための授業が盛り込まれているわけではなく、教育に対する認識はまだ足りないのが韓国の実情である。現在は各市道教育庁と韓国インターネット振興院が連帯して選定した全国240の小・中学校を対象に「インターネットメディア教室」という教育プログラムを行って、学生や教員から高い満足度が得られたものの、まだ教育プログラムに接した学生はほんのわずかであり非定期的に行われているため、今後対象の人数拡大と持続的な取り組みが求められている。

また、これまで韓国では携帯を通じたインターネット接続の場合、キャリアを中心に産業が成り立ってきたため、接続料金もかなり高く、勝手サイトも見当たらなかった。また、子供に対しては特別な従量制の料金体系を適用してきたため子供は携帯からのインターネットアクセスよりパソコンからのアクセスが多いことが実情であった。そのため、携帯を通じた違法・有害情報アクセスの問題は日本に比べると深刻な問題とは言えない部分もあり、パソコンに対してはフィルタリングソフトを提供しているものの携帯に対する対応は遅れていることが実情である。

＜日本＞

児童ポルノの被害者は増加の一途を辿り、低年齢化も進む。だが日本は「疑似」や「非実写」系の児童ポルノを合法とし、諸外国に比べ規制がゆるい。アニメやゲーム、漫画では、子どもに性行為や性的虐待、拷問を加える描写を容易に目にすることが出来る。性犯罪者が「アダルトコミックやアニメからアイディアを得た」と供述した例もある。

対策として、文科省は情報モラル教育を学習指導要領における努力目標としているが、教材や指導方法はまだ確立されていない。一方で国が18歳未満用の携帯にフィルタリングを義務付けたり、地方自治体が「携帯を持たせない」条例を定めたりするなど、規制面が先行している。青少年を有害情報から遠ざけるだけではなく、リテラシー（判断力）を身に付けさせる教育の充実が求められる。

（３）ネット情報が異性間コミュニケーションに与える影響

アンケート結果からは、ネット上の性情報が多くの青少年の目に触れていることが明らかになった。性的な表現（水着・裸姿やセクシーなアニメ、卑わいなキャッチコピーなど）を使ったパソコンサイトへアクセスする割合は、欧州が8割近くに達し、日本と韓国も4割前後に上る。携帯電話からの性的サイトへのアクセスでは日本が3割近くと、1割未満の他国を抑え際立つ。携帯によるネット利用が普及した日本ならではの傾向である。

ネット上の性情報は「クチコミ」としての役割も果たしている。パソコンサイトで他人の性体験を読む割合は、韓国が7割以上と最も多い。性を公には語らない儒教的な道德文化があることから、ネットでの情報収集に頼ると見られる。自分の性体験をパソコンサイトに書き込む者も、欧州が最多の約2割である。性に開放的とされ、性的サイトへのフィルタリングも浸透していない北欧では、ネットにおける性的情報の閲覧や交換も大っぴらに行なわれると考えられる。

一方、パソコンから性的サイトへアクセスする女性が、調査対象国全体で5割近くいる。店頭でアダルトビデオや成人誌を購入することはためらわれる分、ネットで性情報を入手するのであろう。

性情報がネット上で容易に見られる現状を、青少年は決して好意的に受け止めてはいない。ネット上の性表現の規制について「好ましい」と思うのは女性

が51%と、男性の34%より多く、女性の方が性表現を不快に感じていることが伺える。性的な表現が使われたネット広告についても、男女計6割以上が「購買意欲が減る」とした。そうした広告が掲載されたサイトへの印象も「信頼できない」が最も多い。ただ日本に限って見ると、規制が「好ましくない」と答えた割合は男女計3割で、1割台の韓国や欧州に差をつけている。日本は諸外国に比べ、コンビニや電車の中吊りで性表現を子どもの目にも触れさせる傾向があり、この結果にも性表現規制への意識の低さが表れている。

青少年の異性観にネットの性情報が与える影響については、憂慮すべき結果となった。児童ポルノサイトを見た感想として、「児童への性的好奇心が高まる」「児童へ性行為をしてみたくなる」と答えた者が各4.5%いる。女性全般への性犯罪と見なされる行為（痴漢や強姦など）を性的興味を満たすために取り上げるサイトを見た者に至っては、「そのような性行為への性的好奇心が高まる」との答えが全体で実に1割近く、9.3%もいた。児童に限らずネットをきっかけとする性犯罪が相次ぐ現状を鑑みれば、児童ポルノのみならずポルノ全般への教育や規制のあり方も、今後議論されるべきであろう。

4. まとめ

本研究調査においては、日本を含めて5つの国を研究対象に訪問調査とインタビュー調査を行った。欧州においては、教育福祉レベルの高いフィンランド、欧州のなかで特に、メディア・リテラシー教育に力を入れているイギリス、北米においてはイギリスと並び早くからリテラシー教育の導入に熱心なカナダ、さらにアジアにおいては、近年、情報通信ネットワーク環境の高度化においては日本よりも先をいくと言われている韓国、それに日本である。

いずれの国においても、ネットワークの高度化は進展し、ネットへの情報発信も成人だけではなくこどものレベルでも普及している。しかし、そのなかで一つ差異がある。それは、日本における携帯電話の役割である。他の諸国においても携帯電話の普及率という点では日本を超える国もあるが、ほとんどの国では、その利用範囲は、音声通信、あるいはショート・メッセージと言われる文字制限のある非音声通信である。日本のような携帯電話を経由したネット接続サービスは普及していない。それは、日本の携帯電話技術のレベルが高いということと無関係ではないが、同時に、日本のような定額性の非音声通信が普及していないということとも関係が深い。

たとえば、韓国においては、青少年が利用する携帯電話には、利用分数の上限のある定額料金が多い。また、ネットカフェの普及が早くから進んでいたというような状況もあるし、フィンランドのように、携帯電話によるネット接続サービス自体が普及していない国もある。

今後、日本以外でも携帯電話の非音声通信の定額料金における利用が普及すると、よりプライバシーの確保されたなかでのネット接続が盛んになり、それにつれて携帯電話を経由したネット接続が青少年の間でも普及し、それが、携帯電話におけるフィルタリング導入を促進する可能性もないわけではないが、今回の調査では、そのような差異は明らかになったが、今後、調査対象国において日本のような携帯電話利用がどこまで進むかという方向性まで明らかにすることはできなかった。

第2に、フィルタリング導入については、そのような日本の特殊状況にも起因しているのであろうか、やはり日本のような公的関与を含めたフィルタリング導入でも日本政府、地方自治体の積極的関与は、その他の調査対象国に比べて突出している。その他諸国においても日本のように携帯電話を経由したネット接続が進むとフィルタリング導入が進むのか否かについては、明確な結論は得られなかった。しかし、PC に対するフィルタリング導入の効果をめぐって、多くの疑義が呈されているという事実を踏まえると、あまり多くの変化は見られないと思われる。

第3に、これは各国共通の意識と言っても過言ではないが、青少年に対する有害情報を、そのような技術的手段だけで解決できるとする考え方には否定的である。そこで登場するのがメディア・リテラシー教育の重要性である。すなわち、ネット情報を検索する、あるいはネットに情報を提供する個人が、そのことの意味を明確に理解した上で、ネット情報を利用することの重要性である。

インターネット時代においては、「一方向のリテラシー」に加えて「技術的リテラシー」を含む「双方向のリテラシー」が重要となっている。このようなリテラシー向上を目指して各国でメディア・リテラシー教育への新たな施策がとられているが、そこには2つの方向性がある。独立した科目としてのメディア・リテラシー教育の充実と教科全体を通してのメディア・リテラシーの向上という2つの方向性である。また、学校教育に止まらず、生徒の親を巻き込んだ教育体制の確立とか、公立図書館におけるメディア・リテラシー教育の実施に熱心な国もあった。

第4に、そのような取り組みにも関わらず、調査対象国においては、ネット経由の有害情報がもたらす社会的事件が勃発している。それに対して、どこまでの公的制約をかけるか、また、どのような方法で有害情報の発信を制限するかについても国により大きな違いがみられた。

最後に、本研究調査とネット広告の今後について付言したい。インターネット広告のあり方も、バナー広告、アフィリエイト広告およびユーチューブを含む多様な映像情報とともに提供される映像広告など、ネット利用の変化と共に著しい変革をとげている。

そのようなネット環境のなかで本調査のアンケートでは以下のような結果が示された。

- (1) 性的表現を使ったネット上の広告に対しては、パソコンやケータイからのアクセスは少ない。
- (2) パソコンサイトをアクセスする場合とネット広告をクリックする場合を国別に集計すると両方とも、日本と韓国は時々アクセスする人がネット広告をクリックする割合が多い半面、欧州の場合はよく性的サイトにアクセスする人ほど広告をクリックする割合が多かった。
- (3) しかし、そのようなネット広告は購買意欲を増やすことはできず、どちらの国でも低い水準になっている。
- (4) 広告商品の購入について、日本、韓国より欧州の方が購入する比率が高い。このような広告サイトについては信頼しないと答えた人の割合が多い。

上記のアンケート調査は制的表現を使った広告で、アンケートの対象も大学生に限定されたものではあるが、特に、日本においては、広告にたいする関心および購買行動いずれも低水準であった。それは、受け手の健全性を示す結果とも言えるが、ネット広告一般の普及促進という観点からすると、信頼性を高めるための方策が必要とされているとも言える。

また、同時に、「送り手のリテラシー」の範疇にも入るかもしれないが、一般利用者のネット経由での商品、サービスの購入が増加するに従い、いかにネット利用者をそのサイトに誘導するかという方策、すなわち、ネット以外の広告媒体を用いてネット上のダイレクト販売を促進するという方策についてもさらに検討される必要があろう。